

地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 地方公務員等共済組合法の一部改正

一 退職等年金給付関係

1 退職等年金給付は、退職年金、公務障害年金及び公務遺族年金とすること。（地共済法第七十四条及び第七十六条関係）

2 退職年金は、終身退職年金及び有期退職年金とし、有期退職年金の支給期間は二十年又は十年とすること。（地共済法第八十七条関係）

3 退職年金は、六十五歳以上の退職者に支給するほか、六十歳以上の退職者は支給の繰上げを請求できることとすること。（地共済法第八十八条及び附則第十九条関係）

4 退職年金の額は、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に付与率を乗じ、基準利率による利子を加えた給付算定基礎額を年金現価率で除して得た金額とすること。（地共済法第七十七条、第八十九条及び第九十条関係）

5 有期退職年金に代えて一時金の支給を受けることができることとする。 (地共済法第九十一条
関係)

6 一年以上の引き続く期間を有する組合員又は組合員であつた者が死亡した場合、遺族に対して有期
退職年金の支給を受けていない額の一時金の支給を行うこと。 (地共済法第九十三条関係)

7 公務障害年金及び公務遺族年金について、その受給権者及び給付水準等を定めることとする。 (地共済法第九十七条から第一百七条まで関係)

8 組合員が懲戒処分を受けたとき等一定の場合に給付の制限を行うこととする。 (地共済法第百
八条から第一百一十一条まで関係)

二 費用負担等

1 退職等年金給付に要する費用は、組合員の掛金百分の五十及び地方公共団体の負担金百分の五十を
もって充てることとするほか、少なくとも五年ごとに再計算を行うこととする。 (地共済法第百
十三条関係)

2 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と退職等年金分掛金の割合は、千分の七・五を超えない範

囲とすること。（地共済法第百十四条関係）

3 地方公務員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会は、退職等年金給付の支払、退職等年金給付組合積立金の管理及び運用等の業務を行うこととすること。（地共済法第三条の二及び及び第二十七

七条関係）

4 地方公務員共済組合連合会は、退職等年金給付調整積立金の管理及び運用並びに退職等年金給付組合積立金の運用状況の管理等を行うこととすること。（地共済法第三十八条の二及び第百十二条の十から第百十二条の十六まで関係）

5 地方公務員共済組合連合会は、一定の場合に国家公務員共済組合連合会に対して財政調整拠出金の拠出を行うこととすること。（地共済法第百十六条の二及び第百十六条の三関係）

第二 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正

一元化法の施行日（平成二十七年十月一日）において、改正前地共済法による年金である給付の受給権を有しない者に対して、その加入期間に応じ、同日以後、経過措置として改正前地共済法による職域加算額を支給するとともに、遺族共済年金について給付の見直しを行うこととすること。（一元化法附則第六

十条から第七十四条まで関係）

第三 その他

その他関係規定の整備を行うこと。

第四 施行期日等

この法律は、一部の規定を除き、平成二十七年十月一日から施行すること。（附則第一条関係）

（注）地共済法 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）

一元化法 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

（平成二十四年法律第六十三号）

改正前地共済法 一元化法による改正前の地共済法